



鳥取県公報

平成18年 9月29日(金)
号外第144号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定
の一部改正 (711) (水・大気環境課) 1
振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号に規定する区域の指定の一部改正 (712) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第711号

平成15年鳥取県告示第379号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行する。

平成18年 9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>昭和43年^{厚生省}_{建設省}告示第 1 号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表第 1 号の規定により騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、<u>同号イから二までのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年 6 月13日から施行する。</u></p> <p>昭和49年鳥取県告示第779号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）、昭和50年鳥取県告示第477号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）及び昭和54年鳥取県告示第576号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）</p>	<p>昭和43年^{厚生省}_{建設省}告示第 1 号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）別表第 1 号の規定により騒音規制法（昭和43年法律第98号）第 3 条第 1 項の規定により指定された区域のうち、<u>同号イから八までのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年 6 月13日から施行する。</u></p> <p>昭和49年鳥取県告示第779号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）、昭和50年鳥取県告示第477号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）及び昭和54年鳥取県告示第576号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について）</p>

は、平成15年6月12日限り廃止する。

1 略

2 告示第378号において第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域

(1) 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3)～(5) 略

は、平成15年6月12日限り廃止する。

1 略

2 告示第378号において第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域

(1) 略

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

(3)～(5) 略

鳥取県告示第712号

平成15年鳥取県告示第383号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行する。

平成18年9月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち、<u>同号イからニまでのいずれかに該当する区域</u>として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和53年鳥取県告示第532号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域について）及び昭和59年鳥取県告示第361号（振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 告示第382号の別図において青色で表示された区域のうち、<u>次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域</u></p> <p>(1) 略</p>	<p>振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち、<u>同号イから八までのいずれかに該当する区域</u>として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。</p> <p>昭和53年鳥取県告示第532号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域について）及び昭和59年鳥取県告示第361号（振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。</p> <p>1 略</p> <p>2 告示第382号の別図において青色で表示された区域のうち<u>次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域</u></p> <p>(1) 略</p>

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条
第1項に規定する保育所
(3)~(5) 略

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条
に規定する保育所
(3)~(5) 略

